

公益社団法人 日本コンクリート工学会
研究専門委員会規程

令和元年5月22日 制定

令和4年7月22日 改正

令和8年8月27日 改正

(目的)

第1条 この規程は、研究専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、課題に関する調査・研究活動を担う必要数の委員をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。ただし、委員長を含む委員数は、第5条に定める種別FSの委員会においては20名以内、第5条に定める種別Bの委員会においては3～10名の範囲とする。

2. 同一人が同一年度に委員として活動できる委員会数は、最大3とする。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長1名、幹事数名を置く。また、必要に応じ、副委員長1名を置く。

2. 委員長は、研究委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長、幹事及び委員の任期は、第5条に定める種別A、種別Bの委員会においては2年、第5条に定める種別FSの委員会においては1年、第5条に定める種別Sの委員会においては3年とする。ただし、第5条に定める種別A及び種別Sの委員会では、委員会活動終了後、成果報告会実施に要する期間として、任期を半年間延長することができる。

2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかの業務を行い、その成果を「研究専門委員会の設置等に関する内規」に従い報告する。

(1) コンクリート工学及びその周辺領域で進められてきた基礎～応用研究を、関連する研究者・技術者の総合的知見により実用化若しくは体系化に向けて前進あるいはレベル

アップさせることを目的とする研究課題に関する調査研究（種別A）

（2）種別Aの課題ほど成果の創出可能性（フィージビリティ）が明確でないものや、近い将来のコンクリート工学の発展に寄与する可能性を秘めた研究課題に関する調査研究（種別FS）

（3）基礎研究の推進や新技術の応用、新領域の開拓等を目的とした、萌芽的な研究課題に関する調査研究（種別B）

（4）種別Aの課題のうち、研究委員会がより長期の活動に値する課題と判断し、種別Aとして2年間実施された後に、もう3年間継続して実施される調査研究（種別S）

（運営）

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、研究委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。

2. この規程の改正は、令和8年8月27日から施行する。